

No	質問内容	回答
1	郵送または電子で申請済みだが、届いているかどうかの確認を行いたい。	申請に不備がなく、審査が完了すれば、12月上旬に届くように審査結果を紙でお届けするため、そちらでご確認ください。 申請に不備のある場合は、不備解消のためのご案内をします。
2	電子申請を行ったが、自分で申請が完了したか確認する方法はあるか。	正常に電子申請が完了した場合には、申請時に入力したメールアドレスに受付完了メールが届きます。そちらでご確認ください。
3	申請はいつ時点の状況で記入すればよいか。	令和6年10月1日時点の状況を申請ください。
4	案内が届いたが、主たる生計維持者が公務員で職場から支給のため連絡したい。	コールセンターまたは電子申請で受付します。 電子申請URL: https://logoform.jp/form/6KSu/727863 コールセンターへ連絡する場合、案内が送られた当初は電話が込み合いますので、しばらくたってからご連絡ください。
5	「主たる生計維持者」が公務員だが、職場から支給があるかわからない。	所属先や勤務形態等によって変わるため、勤務先へご確認ください。
6	申請の案内が届いたが、9月中に家族全員で転出する場合、どうすればよいか。	届いた申請書は破棄の上、転出先での申請となります。申請方法等は、転出先自治体へご確認ください。
7	申請案内が届いたが、「主たる生計維持者」が区外に住んでいる。どうすればよいか。	届いた申請案内は破棄し、「主たる生計維持者」が居住している自治体へ申請方法をお問合せください。
8	主たる生計維持者は父だが、母で認定請求書を提出してしまった。どうすればよいか。	主たる生計維持者を請求者とし、再度認定請求書を提出してください。
9	所得は母の方が高いが、父の口座に振り込んで欲しい。	児童手当は、主たる生計維持者(原則、父母のうち所得が高い方)が受給者となります。原則、主たる生計維持者以外の口座に振り込むことはできません。
10	子どもの数が多く、枠内に収まらない。	HPより、もう一枚印刷して入りきらないお子さまのみ記入してください。
11	案内に記載のある令和6年10月15日までに申請が間に合わなかった場合は、どういう影響がありますか。	支給月が遅れます。間に合わなかった分については、11月以降の支給にまとめて支給する形となります。この場合、偶数月かどうかを問わず、直近の各月の10日前後に振り込むこととなります。
12	高校生年代の児童がすでに就職し、一人暮らしているが、支給対象になるか。	監護しておらず、完全に独立して生計を営んでいるような場合には支給対象とならないが、そうでない場合には対象となります(同居、別居問わず)。
13	高校生の児童がすでに婚姻(出産も同様)しているが、支給対象になるか。	婚姻・出産の有無は影響しません。 ただし、申請者が高校生年代の児童を監護しておらず、完全に独立して生計を営んでいる場合には支給対象となりません。
14	高校を留年しており、19歳の児童を養育している。当該子に対する支給はあるか。	18歳年度末を経過しているため、大学生相当年齢に該当し、支給対象ではありません。ただし、お子さんを3名以上養育している場合には、「確認書」を提出することで第3子加算の対象とはなる場合があります。
15	制度改正の内容が反映される最初の振込日はいつですか。	令和6年10月15日より前に申請した場合で、不備がなかった場合には12月11日が最初の振込となります。
16	大学生年代の子がすでに就職しており、婚姻し、自らの子の児童手当を受給している場合についても、仕送り等を行っている場合には第3子加算対象の子として申請することが可能か。	親が経済的に援助している等の「経済的負担」が一切ないのであれば、申請できないこととなります。逆に、少しでも仕送り等を行っている場合には申請ができることとなります。申請する場合、「確認書」の提出が必須となります。